

令和４年第７回田野畑村議会定例会会議録（第２号）									
招 集 年 月 日		令和　４年１１月２２日							
招 集 の 場 所		田　野　畑　村　役　場							
開 閉 会 日 時		開　会　令和　４年１２月　９日				議　　長		鈴　木　隆　昭	
		閉　会　令和　４年１２月１２日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席　１０名 欠席　　０名		議席 番号	氏　　　名		出席 等別	議席 番号	氏　　　名		出席 等別
		１	中　村　芳　正		出	６	畠　山　拓　雄		出
		２	工　藤　　　求		出	７	上　山　明　美		出
		３	上　村　浩　司		出	８	中　村　勝　明		出
		４	小松山　久　男		出	９	佐々木　功　夫		出
		５	佐々木　芳　利		出	１０	鈴　木　隆　昭		出
会議録署名議員		７	上　山　明　美			８	中　村　勝　明		
職務のため議場に 出席した者の氏名		事務局 局長	畠　山　　　哲		主査	三　上　恵　美			
地　方　自　治　法 第１２１条により 説明のため出席 した者の職氏名		村　　　　　長		佐々木　　　靖		教　　　育　　　長		相　模　貞　一	
		副　　　村　長		阿　部　芳　肇		教　育　次　長		平　坂　　　聡	
		総　務　課　長		工　藤　光　幸		教育委員会事務局 主　任　主　査		工　藤　真　樹	
		企画観光課長		佐々木　　　修					
		地域整備課長		工　藤　隆　彦		選挙管理委員会 書　記　会　長		畠　山　　　哲	
		住民生活課長		大　森　　　泉					
		健康福祉課長		佐　藤　和　子					
		会計管理者 税務会計課長		早　野　和　彦					
		産業振興課長		佐　藤　智　佳					
		総　務　課　主　幹		菊　地　正　次		企　画　観　光　課 主　任　主　査		大　澤　　　健	
		企画観光課主幹		佐々木　賢　司		地　域　整　備　課 主　任　主　査		工　藤　光　昭	
		産業振興課主幹		横　山　順　一		地　域　整　備　課 主　任　主　査		佐　藤　　　太	
						住　民　生　活　課 主　任　主　査		中　野　千　鶴	
						産　業　振　興　課 主　任　主　査		角　舘　　　尚	
						産　業　振　興　課 主　任　主　査		畑　山　　　讓	
議　事　日　程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙議事日程のとおり							
会　議　の　経　過		別紙のとおり							

令和４年第７回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第２号）

令和 ４年１２月１２日（月曜日） 午前１０時００分開議

開 議

- 日程第１ 議案第１号 田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第２ 議案第２号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第３ 議案第３号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 日程第４ 議案第４号 認定こども園の設置及び管理に関する条例
- 日程第５ 議案第５号 放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第６ 議案第６号 令和４年度田野畑村一般会計補正予算（第６号）
- 日程第７ 議案第７号 令和４年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 日程第８ 議案第８号 令和４年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第１号）
- 日程第９ 議案第９号 令和４年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第３号）
- 追加日程第１ 議員派遣について

閉 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、議案第1号 田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 議案書、タブレットの3ページを御覧願います。議案第1号 田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

別紙の条例案概要1ページを御覧ください。田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案概要でございます。

第1、改正の趣旨でございますが、国の例に準じ、田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営について、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案の内容でございますが、まず1つ目には、第4条において、選挙運動用自動車の使用のうち、一般運送契約以外の契約の自動車の借入に係る限度額を「1万5,800円」から「1万6,100円」に、燃料費を「7,560円」から「7,700円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

2つ目といたしまして、第6条及び第8条において、選挙運動用ビラ作成の公営に係る限度額を「7円51銭」から「7円73銭」に上げようとするものでございます。

3つ目といたしまして、第9条において、選挙運動用ポスター作成の公営に係る限度額を「525円6銭」から「541円31銭」に、企画費を「31万500円」から「31万6,250円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第3、施行期日（附則関係）でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。また、この条例による改正後の田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される村議会議員及び村長の選挙において適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された村議会議員及び村長の選挙については、なお従前の例によることとするものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、国の例に準じ、田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営について、所要の改正をしようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 これは、このままだと思うのですが、

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時04分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

タブレット、条例案概要を御覧ください。第1といたしまして、改正案の趣旨でございますが、岩手県の例に準じ、一般職の職員の給料表について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、第2、改正案の内容でございますが、別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表について、引上げ改定しようとするものでございます。具体的に申し上げますと、初任給の改正が高校卒業で「15万1,900円」から「15万5,900円」に4,000円、大学卒業で「18万3,800円」から「18万6,800円」に3,000円の改定、及び若年層40代半ば以下に着目した賃上げ改正とするものでございます。

第3、施行期日等でございますが、この条例は令和5年1月1日から施行しようとするものでございます。

議案にお戻りください。提案の理由でございますが、岩手県の例に準じ、一般職の職員の給料表について、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません。さっきは先走ってすみませんでした。若年層に手厚くということで、給料表の新旧を見ると、そういうところもあるのかなと思うのですけれども、大ざっぱでいいので、これが改正になることによって、例えば全平均で3,000円くらい上がるとか、3,000円から5,000円くらいに上がるのだというような、その上げ幅についてお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 具体の上げ幅まで、ちょっと申し訳ございません。見ておりませんでした。全職員でおよそ月額、総額で7万1,000円の増額になる。現村の職員で、現在の見込みでございます。これを年額にいたしますと、いろいろ保険料、共済費等含めて、およそ120万円ほどの予算が必要になってくる計算でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この数字的な部分で見れば、これに関連して、もしお許しいただければ、職員の関係の配置関係についてちょっと伺いたいのですが、本来は村長の権限配置でやっている

から、参考までになのですが、参考というか、私なりに現実的に、要するに課の設置の名称と、それから課の抱える業務、仕事の中身というか、具体的にはいわゆる議会事務局での範囲にある職務の中に農業委員会が配置されて、農業委員会の職員もいるわけですが、やはりこれは私の思いは、現場との関係があるものだから、本来であれば産業振興課、ここに配属して事務あるいは現場との関連がある、もちろん議会事務局だから現場と関係はないとは言えないけれども、直接現場に関係せざるを得ない立場にある、そういうところに配置してしかるべきだと私は思うのですが、村長の考え方を伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 過去そういう体制を取った時期もあったように記憶しております。来年度産業振興課のほう、大きな計画変更2つ持っているようでございますので、それらも含めてこれから検討していきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 若干隣接市町村等もあれでしたが、議会事務局に置いている担当というのはあまり数少ないか、ないに等しいぐらいな数ですから、ここはやはり現実的なものとして捉えて変える必要があるのではないかなと思って、参考までにご提案申し上げたところです。

○議長【鈴木隆昭君】 ご意見として受け止めます。

ほかございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第3号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 議案第3号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてご説明いたします。

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

タブレット、条例案概要を御覧ください。第1に、改正案の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、関係する条例について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、第2として改正案の内容でございますが、まず（1）、定年の引上げでございます。令和5年から令和13年にかけて、職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるものでございます。これは、令和5年4月から、2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月から65歳定年とするものでございます。

（2）、管理監督職勤務上限年齢制の導入でございますが、アとして、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢を60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間とし、その期間内に管理監督職以外の職へ異動となるものでございます。具体的には、3月31日までに管理職を解いて一般職へ異動するもので、いわゆる60歳役職定年制でございます。

イでございますが、特例として、管理監督職勤務上限年齢制により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずる場合等、一定の事由又は事情がある場合は、勤務延長型特例任用、最長で3年間まで、職員の異動期間の末日後も異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせることができるようにするものでございます。いわゆる本来であれば役職定年となる場合でも、後継職員等の配置に支障を来す場合は、3年に限り従前の管理職として勤務をすることができるようにするものでございます。

（3）として、定年前再任用短時間勤務制の導入でございますが、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入するものでございます。これは、60歳に達した後、退職した職員を希望により短時間勤務に任用できる制度でございます。

（4）、現行の再任用制度の暫定的な存置でございますが、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年退職後の職員を65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の「暫定再任用制度」を存置するものでございます。つまり、現行の再任用制度は廃止となりますが、現在の再任用職員は65歳までの間は経過措置として任用できるようにするものでございます。

（5）、その他の条例改正等でございますが、今回の条例改正に関連する別紙1に掲げる8条例について、職員の定年引上げ等に関する所要の改正を行うものでございます。

第3として、施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、これまでの説明はちょっと分かりづらいかと思いますが、参考でございますが、第2関係の(1)、段階的な定年の引上げ及び現行の再任用制度の現在の村職員の年齢構成上の対象者は3名となっており、その他の職員の定年は65歳となる見通しとなっております。繰り返しのことでございますが、条例案概要5ページ、定年引上げに係る条例の改正案概要①、横長の資料を御覧ください。タブレットのページ進んでいただきますと、横長の色がついた資料がございます。まず、左上に関連する地方公務員法の改正内容を記載してございます。①に、定年を令和5年4月から段階的に2年に1歳引き上げ、令和13年4月から65歳とすること。②では、管理職の60歳を役職定年とすること。③では、61歳以降の職員の給料は、定年前の7割水準とすること。④では、60歳以降61歳前の退職後、当面定年退職扱いとすること。⑤では、60歳以降61歳前の退職した職員でも、本人の希望により短時間勤務を導入できること。⑥では、現行の再任用職員制度は廃止するものの、65歳定年本格移行前は暫定措置として再任用制度を残すことでございます。

左下の表は、段階的引上げ期間中の各年齢別の経過を記載してございます。表の左端に対象年齢、対象年度を記載してございますので、参照いただきたいと思います。

右上は、役職定年制について記載してございます。①では、管理職を3月31日までに一般職へ異動すること。②では、3月31日以降は、新たな管理職として異動しないこと。これらについて、下の図は分かりやすく解説した図となっております。

右下は、役職定年制の特例任用について記載しております。①では、業務の性質上、当該職員の交代により業務に継続的に重大な障害が生ずる場合は、特例任用できることとなっております。②では、業務が専門的で、熟練が必要な職務であり、欠員補充が難しい場合も特例任用を適用することができるとしております。

一番下の次の異動可能型特例任用では、職員の職階や年齢構成等の問題により、すぐに後任の管理職を充てられない場合は、こちらの異動可能型特例任用を適用できるものとなっております。

議案にお戻りください。提案の理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。これが、この議案を提案する理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 条例の改正のほうの新旧対照表なのですけれども、タブレットで38ページになります。第11条で、定年前時短勤務の職員ということで概要でも説明があったのですけれども、ちょっともう少し、時短だということは分かるのですけれども、もう少しこれはどういうことなのかというのを分かりやすく、あと、その中にただしというのがあるのですけれども、そのただし以降についてちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 60歳になった人が短時間勤務する場合でございます。60歳になった人で、61歳前までの間でございますので、例えば4月1日、2日以降に、3月31日までに60歳になったとして、その中で退職を希望するといった場合に、それについても定年退職を認めると。その間、働きたいという場合は、職員と、採用側になりますが、協議をして、退職した後も短時間勤務について認めると。それについての給料については、7割の中で、その勤務形態によって積算をして支給するというような内容でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4月以降についてもそういった答弁になっていますか。

○7番【上山明美君】 ただし以降。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時23分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

ただし書き以降につきましては、定年退職の年齢が複数ある場合に生きてくる規定でして、田野畑村の場合には基本的には65歳、あと医師については70歳ということで、仮に一般職の職員が退職した後に医師になるようなことがあれば出てくる規定ですが、現実的にはほとんど適用がない規定になります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 勤務延長型の特例任用、最長3年間ですか、この場合は給料とか手当関係についてはそのまま継続という考えでよろしいですか。減額的な3年間ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

勤務延長型特例任用と異動可能型特例任用と2種類特例についてうたっているのですけれども、給料につきましては、基本的には降任、管理職から降任するということなので、7割になりますけれども、勤務延長型特例任用につきましては、そのまま管理職になるということで、給料

等はそのまま変わりません。

③番の異動可能型特例任用につきましては、役職的には管理職にはなるのですが、給料は7割程度になるというふうに決まっております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 分かりました。そうしますと、役場職員としての勤務年数といいたしょうか、勤務期間ということは、これからはまず65歳までの勤務年数、勤務月数という計算でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 先ほど課長からも説明がありましたけれども、令和13年4月に65歳ということになりますけれども、その前は段階的に引き上げていくということになりますけれども、令和13年4月からは完全に65歳ということになります。60歳になって1度管理職の方が一般職のほうに、管理職以外の職に降任するというので、それをした上で65歳までということであれば、65歳が定年ということになります。一度60歳に定年をして、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した場合の定年は60歳ということになります。実際の定年が来るまでは短時間勤務で勤務できるというようなことになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 自分個人的に考えれば、7割に減の中であれというのは、何かあまりにも低いのかなと思うのですが、ある程度幅を持たせて、そこでいわゆる村長になるわけですが、村長がそれを見て本人との、失礼な表現だけれども、経験、能力等々を参考にしながら、7割なり8割なり、あるいは9割なり、弾力性を持つべきだと私は思うのですが、一概に7割と決めるのはどうかと思いますが、その辺は考慮する必要はあると思うのですが、特にないですか、考えは。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時37分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまご質問にありましたが、給料の7割の上限、それ以上支給できるのかというお話でございますが、法律、地方公務員法でそういうふうな規定になっておりますものですから、それを上回った条例の制定というのはできないことになっておりますので、難しい、できない内容でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの39ページになりますけれども、定年に関する経過措置の5はどういうふうな、ざっくばらんというのも変ですけれども、解釈はどういうことなのでしょう。読んだのですけれども、ちょっと意味が分からなくて、どのような内容なのでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時38分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまのご質問の経過措置の中の5でございますが、60歳になる前の年に本人の意思を確認すると。定年該当者の意思を確認して、定年後の身の振り方を決定していくということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 もう一つ、タブレットの40ページになります。本則の7、勤務成績が特に優秀である場合とあるのですけれども、これは村長が判断するのかなと思うのですけれども、勤務成績が特に優秀である場合というものの基準とか何かあるのでしょうか。民間だったらノーベル賞を取ったとか、何か特許を取ったとかというふうな、あるような気がするのですけれども、公務員の場合は勤務成績が特に優秀である場合というのはどういうところで判断するのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 これにつきましては、全職員人事評価やっておりますので、その評価によって判断することになります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 当然最終的に判断するのは首長ですね。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 職員、階級によって課長が判断し、その意向を上に向けてということで、最終的には村長の判断でございます。

○7番【上山明美君】 分かりました。いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第3号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を原案のとおり決定することに賛成の方の起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第4号 認定こども園の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 タブレットの61ページをお開きください。議案第4号 認定こども園の設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。

これは、認定こども園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

条例案概要の6ページを御覧ください。第1、制定の趣旨についてですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の趣旨にのっとり、認定こども園を設置しようとするものです。

第2、条例案の内容についてです。(1)、第2条について、名称及び位置について定めるものです。(2)は、第3条から5条について、施設の管理について定めるものです。(3)、第6条について、入園資格について定めるものです。(4)、第7条について、保育料等について定めるものです。(5)、附則の第2項については、児童館設置条例及び田野畑村立保育所設置及び管理運営に関する条例を廃止することについてでございます。

第3、施行期日等についてです。この条例は、令和5年4月1日に施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由についてですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の趣旨にのっとり、認定こども園を設置しようとするものです。

これが、この議案を提案する理由です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 3点ほど質問があるのですが、1つずつ質問していきたいと思います。

今の児童館を認定こども園にするために部屋の仕切りを変えたりとか広げたりという改修とか改築が必要だということで、長期の休みを利用してそれは行うということで説明を受けているので

すけれども、そろそろ冬休みになる時期だと思うのですけれども、そういう改修工事とかの段取りについては順調に進んでいるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 工事の内容というか時期についてですけれども……。

○7番【上山明美君】 もう少し大きく。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 11月の半ばから工事は始めておりました。今現在は、保育というか、園の運営に影響がないというか、外部について、それから調理室ですとか、その辺の修繕を今行っております。工事しているところには園児が入れないように柵など設けながら今工事を進めているところです。今年度中に終了する見込みです。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 児童館と保育園が一体となってというふうなことの園なのですけれども、来年の入園希望者は何人くらいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 来年度の入園の希望者ですが、見込みではありますけれども、49名の見込みになっています。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 施設ができて、入園する子供たちが決まってという感じで、あとは職員の体制だと思うのですけれども、昨今みんな保育士さんがそうだというわけではないのですけれども、保育士の虐待というか、びっくりするようなことが起きていて、逮捕されているようなことも出てきているわけです。国で決めた基準が何人とあるのですけれども、それも十分ではないなと思う中で、このコロナ禍でやるのがいっぱいになってきて、ちょっといらいらしていたというふうなこともあるかと思うのですけれども、その体制について、さらに社協のほうで今回希望退職者を募るようなことが起こっていて、職員も動揺しているのではないかなと思うのですけれども、この職員の体制についてはいかがお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 職員の人数的なところ、体制、今現在保育士の正職員が12名、その他の職員合わせて24名の職員の人数になっておりました。来年度になりまして、保育士の数が12名、それから園長ほかその他の人数5名で、計17名の体制を考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 確認です。今24名なのが来年は17名になるということでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 そのとおりです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今職員体制が明確になったわけですが、24名が17名になると。そうすると、あくまで放課後児童クラブは次の議案ですので、認定こども園に絞って質問してみたいわけですが、残りの、24引く17は7人が余るという表現はちょっと言葉は悪いですが、正直そうだと思うのですが、その7名については村としては社協にどんな希望を出しておりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 希望というのは、人数的な部分では、保育士が3名、その他の職員が……職員の保育士が3名、その他の職員が4名という形で社協のほうには……。

○8番【中村勝明君】 聞こえない。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 正職員の保育士が3名、その他の職員が4名です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今のは答弁には、失礼ですが、なっていません。今の体制が、これもあくまで社会福祉協議会での協議事項だとは思いますが、村の責任で若桐保育園と田野畑児童館やってきたわけですから、やっぱり人数的な村の責任でやっていた分が職員が余るわけですから、どんな希望を出したかというのはちょっと聞き方が悪かったのですが、少なくとも村の責任でやってきた以上は、村と村の担当課と社協で話し合うべきではないでしょうか。これは、答弁は村長か副村長にお願いしたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時52分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

15分間をめぐりに休憩いたします。

休憩（午前10時52分）

再開（午前11時10分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎発言の取消しについて

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません。審議に入る前に、議案第1号で私が、概要説明書のほうには国の基準に準じるというのが出ているが、統一しないでいいかという質問をしましたけれども、全く私の勘違いでの質問でした。発言を取り消したいと思います。以後このようなことがないように十分注意しますので、よろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 7番議員の申出を許可いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 それでは、答弁を保留しておりました認定こども園の職員の件、阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

現在の職員数が24名で、来年度の予定職員数が17名ということで、差引き7名ということでして、内訳は保育士が3名、保育士以外の方が4名という状況になっております。保育士3名の方々については、一身上の都合により村外に転出されたいという方が1名いらっしゃいまして、残りの2名の方については引き続き今のところに居住して、可能であれば保育に関連する仕事をされたいということでしたので、近隣の市町村の状況などを把握いたしまして、人が足りないというお話もあったことから、そちらのほうの状況をご紹介して、近日中に就職に向けた手続があるというふうに聞いておるところです。保育士以外の4名の方については、これもご自身の高齢等の都合により退職されたいという方もいらっしゃる状況ですし、何らかの形で働きたいという方もいらっしゃる状況のようです。そこにつきましては、まず今社会福祉協議会が所管しているほかの業務も含めて、全体の業務量と人数を調整しているところでして、その結果がまだ出ていないということのようですが、仮に結果が出て、今の人数を減らさなければならないということになったとしましたら、村としても社会福祉協議会以外の仕事ということになるかとは思いますが、こういった仕事があるということ、社会福祉協議会を通じてですけれども、ご紹介するなどして、前の議会で村長が答弁申し上げましたとおり、路頭に迷うことのないような形で新年度を迎えられるように努力をしたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 分かりました。ぜひそういうふうなご配慮をお願いします。

条例案件でありますので、条例制定に絞った質問をさせていただきたいわけですが、私が記憶している範囲では、前の児童館設置条例と田野畑村立保育所設置及び管理運営に関する条例、改めて読んでみたのですが、この両方の条例の管理、第3条には、指定管理ができる状況を条例制定しているわけですが、児童館については昭和40年の条例制定、村立保育所は平成14年でありますから、児童館のほうはかなり前から条例制定をして管理運営をしてきたわけですが、新年度から指定管理をするやに聞いているわけですが、これまでは業務委託をしてきたというふうに私は記憶しているわけですが、新しい村長の下で、業務委託ではなくて、条例に決まっているとおり指定管理にすべきだと、そういう判断をした理由と伺いますか、条例制定にちゃんと指定管理の条項が書いてありますので、その本元に戻すというふうに私も判断しているわけですが、やっぱり業務委託と指定管理ではどのような違いがあると担当課というか、村長、副村長はお考えでしょうか。担当課でもいいです。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

現在の地方自治法の規定では、公の施設は行政が直接管理するか、または指定管理をするか。単純に言うと、このどちらかになります。現在の保育所、児童館の管理ですとか、来年度以降想定している認定こども園の管理の形態を私お聞きしまして、それであれば指定管理をするほうが法律の趣旨にのっとると近いのかなという判断をしまして、今般の条例案にも指定管理ができるというような規定を案として設けさせていただいた次第でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今の答弁が基本だと思うのです。でも、前の村長のこともありますので、それ以上の質問はすべきでないというふうに思いまして、やめますが、いずれ公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、これは国が指定管理等々の法律をつくって、昭和22年から指定管理ができるというふうになっているわけですが、いずれ指定管理になりますと、指定管理者と村とで協定の締結第8条、これは実はかなり前の議会で、寿生苑の関係でこの第8条で議論をした経過があるわけですが、第8条の協定の締結については、指定機関に関する事項、(2)が費用に関する事項、そして3つ目が村長が必要と認める事項、協定を締結しなければならないというふうに条例には制定しているわけですが、それは当然4月の施行以前に協定を締結することは義務だと思うのですが、そのようにお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 指定管理に関してですけれども、流れといたしましては、次の3月議会で指定管理に関する議決を求めることということで議案を提案いたしまして、協定を結ぶという流れで考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 多少私も実はこれからの質問は、あくまで確認事項なのですが、なぜ確認事項にするかといいますと、私自身が不勉強なためなのです。公の施設に関する手續等に関する条例には、指定期間も協定の内容になるわけですが、今までは業務委託で単年度更新でやってきたわけですが、これから長く相手側と恐らく今まで業務委託、これからは指定をして指定管理者になっていただくわけですので、単年度更新ではなくて、債務負担行為か何かで議決をして、3年、3年というふうに私は決めたほうがむしろお互いにいいかなという思いがあるのですが、それができるかどうかは、私は不勉強なのですが、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 指定管理の期間についてですけれども、3年でというふうに考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これは、3年ということであれば、債務負担行為の議決が3月議会に当然出

すであろうと思うのですが、そんなふうにお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

指定管理の期間の指定等、あとは毎年度、毎年度指定管理者に支払うべき予算の話とは必ずしも年数的にリンクしていないこともありますので、毎年度かかる予算については毎年度の1年、1年の形で当初予算にお諮りするというのが一般的だとは思っております。今回についてどうするかは、これから検討いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 職員のいわゆる待遇というか、処遇というか、これは役場に準ずるような形になっていきますか。それとも、またもちろん社会福祉協議会の独自の枠組みの中で対応しているのか、そこを確認したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 村の規定に準じた形となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 村に準じるというのは、私は関係者から聞いたのですが、人数も把握はしているのですが、正職員と嘱託職員、そして非常勤職員に分かれているようなのですが、役場に準ずるということは、正職員については役場職員の給料表にのっとり支給するような仕組みになっているかどうか。どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時23分）

再開（午前11時23分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

前にも議会でも出たとおりですけれども、給料表は村に準じているというところですが、やはり職種が保育士とか、そういう人なので、最初から入っているという人がなかなか少ないということもあります。そのために、役場でもそうですけれども、経験年数とか能力とか、そういったところを社協で判断をして、その給料表に当てているということなので、例えば最初から入っていれば、大体似てる感じにはなと思うのですが、結構出入りもあるものですから、途中から入った人、最初から入っても、ちょっと辞めてまた入る人とかといろんなケースがあるので、準じてはいますけれども、個別に考えてやっている、運用しているというものだと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 分かりました。嘱託職員については、あくまで答弁を信じるわけですが、村の会計年度任用職員、これと同じような感じで支給しているのでしょうか、嘱託職員は。何かそんなふうだというふうに聞いているわけですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 すみません、ちょっと確認して、また後から答弁します。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 職員が与えられてというか、担当している数は当然定められていた分があるわけですが、それを法的な、ぎりぎりなような感じで職員数で対応しているのか、それともかなりそれは数の少ないような児童の面倒を見ているのか。たまたまテレビを見ていたら、諸外国というか、ほかでは、日本の極端なというか、人数が、この前事件があった静岡県の関係から端を発して、たしか日本では6人までが担当できるということなのですが、その半分の3名が最大だというイギリスだったかな、どこかそういう国があるから、やはりぎりぎりというのは、児童の年齢にもよると思うのですが、かなり大変、先生というか、職員が大変だと思うのですが、その辺、だけれども、今度は職員の数を増やすことによって、社会福祉協議会、村にも負担も伴うわけですし、その辺はどのように扱っているか。基本的な考え方として。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 職員の数についてですけれども、国の基準を当然満たす形で配置しております。それに数名は余裕のある形でお願いしているところです。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時28分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時28分）

再開（午前11時28分）

○議長【鈴木隆昭君】 それでは、再開いたします。

先ほどの保留した答弁は、後で答弁をもらうことにして、質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第4号 認定こども園の設置及び管理に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第5号 放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 タブレットの64ページをお開きください。議案第5号 放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。

これは、放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要の7ページをお開きください。第1、制定の趣旨についてですが、放課後児童健全育成施設の設置及び管理について定めようとするものです。

第2、条例案の内容についてです。(1)、第2条について、名称及び位置について定めるものです。(2)、第3条から5条については、施設の管理について定めるものです。(3)、第6条については、利用資格について定めるものです。(4)、第7条については、利用料について定めるものです。

第3、施行期日等について、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由についてですが、放課後児童健全育成施設の設置及び管理について定めようとするものです。これが、この議案を提出する理由です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 議案が提出されたときに、私としては認定こども園ができることに引っ張られて、これが出てきたのかなとちょっと思ったのですけれども、ちょっと違って、9日のこれに

ついでの説明を聞いたときに、あくまでも自分の受け取り方なのですけれども、もっと別に、特につくらなくてもいいのかなというふうな印象を受けたのですけれども、今までやってきての条例というのは必要なのだと思うのですけれども、特に必要がなくても、運営自体には影響がないものということなののでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

今回この条例を定めようという提案をした趣旨ということかと思います。おっしゃるとおり、平常に運営している限りは大きな問題はないと思いますが、仮に利用されている方が料金を支払わないですとか、何か運営に当たって事故等が生じた場合、そもそもあの施設は何なのだとといったようなことが出てくる可能性があります。先ほどの認定こども園条例の際にもお話ししましたとおり、地方自治法の現在の規定にのっとるとすれば、公の施設としてきちんと位置づけた上で、地方自治法に基づく所要の手続を踏んだ使用料ですとかを納めていただくというほうがより将来的にも含めて適切というふうを考えまして、今般認定こども園の条例を出すのと同じタイミングで事務を統一化させていただきたいという趣旨でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私は、この間の説明は正直おかしいと思いました。条例制定が義務でない。今の副村長の説明、答弁は、必ずしもそうでないというふうに今受け止めたのですが、義務ではない公の施設なのですね、放課後児童クラブ。したがって、管理運営するには、条例制定が義務ではないのでしょうか。はっきり言ったほうがいいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

放課後児童クラブ自体につきましては、村が主体として運営しているサービスというふうに認識しておりまして、公の施設はあくまでも建物のお話であります。なので、現在行っている放課後児童クラブについては、今ご答弁したとおり、行政サービスとして実施しているものというように整理をしております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私もほかの市町村がどうなっているか調べてから、また3月議会あたりに質問してみたいと思います。今不勉強のままで、義務ではないかという指摘を先ほどしたわけですが、答弁も、副村長の答弁でありますから、勉強させていただきたい。私は、今の時点では、不勉強なままで恐縮ですが、義務ではないかと思いますので、と考えています。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 さっきの認定こども園と同じ質問になるわけですが、今の放課後児童クラブ

の職員数は3人。それが私の考えでは3人でも大丈夫ではないかと思うのですが、村としてはどんなふうにお考えでしょうか。3人プラス1とか、どうお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 放課後児童クラブの職員数についてですけれども、今現在は3名、所長が児童館の館長を兼務しているということになっております。すみません、正職員が3名で、嘱託職員1名の4名、プラス館長が兼務という体制になっておりました。来年度につきましても、支援員が4名という体制で考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今はっきり数字が出たわけですが、今3人で……。

○議長【鈴木隆昭君】 8番議員に申し上げます。答弁の訂正があるようでございますので、先に訂正させていただきます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 すみません、田野畑児童館のほうをしゃべってしまいました。今現在の放課後児童クラブは、職員が3名で、それプラス所長が兼務しております。来年度も職員3名、それから所長に関しては人事の内容なので、ちょっとどういうふうになるか分かりませんが、支援員に関しては3名というふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 現在の利用者数は何名でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 現在の利用者数は29名です。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 これも基準があって、学年とかもあると思うのですけれども、この人数では職員、さっきの体制というのは大丈夫だというふうな判断なわけですね。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 基準は満たしておりますし、今年度と同じ、同様のということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第5号 放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第6号 令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット67ページを御覧ください。議案第6号 令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,385万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,334万7,000円とするものでございます。

タブレット72ページ、予算書4ページを御覧ください。第2表、地方債の補正でございますが、共聴施設等改修事業分として10万円追加し1,830万円に、平井賀漁港施設機能強化事業に640万円追加し3,140万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

タブレット77ページ、予算書7ページを御覧ください。歳入のうち主なものについてご説明いたします。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税でございますが、4,023万6,000円追加計上しております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金でございますが、窓口業務における社会保障・税番号制度システム整備費補助金として468万4,000円追加計上しております。

同じく4目農林水産業費国庫補助金、2節水産業費補助金でございますが、平井賀漁港整備に係る漁港機能強化事業補助金として642万1,000円追加計上しております。

次の8ページを御覧ください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金でございますが、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業補助金、いわゆる福祉灯油分として54万円追加計上しております。

次の9ページを御覧ください。21款村債、1項村債、4目農林水産業費、5節水産業整備事業債でございますが、平井賀漁港機能強化事業に充てるため640万円追加計上しております。

タブレット80ページ、予算書10ページを御覧ください。次に、歳出のうち主なものについてご

説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、14節工事請負費でございますが、降雪期における緊急的な復旧及び各種事業における移転補償の際の携帯電話用伝送路緊急復旧工事並びに光ブロードバンド施設支障移転工事費用として225万円追加計上しております。

次の11ページを御覧ください。同じく2款総務費、1項総務管理費、9目諸費、12節委託料でございますが、小中学校の各種活動の際の臨時便バス運行費用として、総合バス運行業務委託料を140万円追加計上しております。

同じく3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料でございますが、窓口業務における戸籍情報システム改修委託料として468万4,000円追加計上しております。

次の12ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費でございますが、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業扶助費、1世帯当たり6,000円を支援いたします。いわゆる福祉灯油分として108万円追加計上しております。

同じく2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年4月以降に出産及び妊娠時にそれぞれ5万円交付する出産・子育て応援交付金として110万円追加計上しております。

次の14ページを御覧ください。6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、12節委託料でございますが、入札の結果、平井賀漁港施設機能強化測量設計委託料の残金が生じたことから、2,100万1,000円減額し、同じく14節工事請負費に、国の追加補助と合わせ平井賀漁港北防波堤機能強化工事費として3,384万2,000円追加計上しております。

次の15ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料でございますが、道路除排雪等業務委託料として2,000万円追加計上しております。

次の16ページを御覧ください。同じく8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路新設改良費、12節委託料でございますが、入札の結果、村道島越線測量調査設計委託料等の残金が生じたことから、141万9,000円減額計上しております。

同じく14節工事請負費に、村道島越線道路改良工事費として420万3,000円追加計上しております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、20節貸付金でございますが、当初見込んでいた育英奨学資金貸付金の借入希望者がなかったことから、174万2,000円減額計上しております。

なお、一般会計全体を通じ、電気料高騰に伴う光熱水費の補正として、合わせて760万円余り追加計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットだと86で、予算書だと16ページになります。10の教育費の20の貸

付金、今説明があつて、希望者がなかったので減にしたということだったのですけれども、今現在償還をしている人が何人いて、順調に返還になっているのかどうかについて伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 47 分）

再開（午前 11 時 48 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

教育次長。

○教育次長【平坂 聡君】 すみません、今手元に資料がないので、調べて後でお答えいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 あわせて、今村から奨学金を給付されて勉学に励んでいる方たちが何人いるかと、その返還、返済している方と、今実際借りている方の中に、保育士、医療関係、介護職員の学校に行っている方とか、そういう職を得て働きながら返還しているという方がいるのかどうかについても併せてお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 まとめて後で答弁をいたします。

昼食のため 1 時まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 49 分）

再開（午後 1 時 00 分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入る前に、保留しておりました答弁をいたさせます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 社会福祉協議会の嘱託職員の給与に関してです。村の会計年度職員の給与に準じた形で支給しております。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【平坂 聡君】 奨学金についてのご質問がございましたが、奨学金の状況についてご説明いたします。

現在貸付中の方が 3 名ございます。そのうち 1 名が薬学科の方でございます。それから、現在返還中の方が 11 名ございます。そのうち 1 名が歯学科、歯科医師の方です。それから、看護学科が 1 名ございます。いずれも村外で就業したと確認しております。それから、返還の延滞についてでございますが、1 名滞っておりますが、連帯保証人に交渉して、今月から支払ってもらう予定としているところです。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 状況は分かりました。今回は奨学金の希望がなかったということなのですが、村でやっている奨学金の中には、やっぱり人材育成をということでつくった奨学金制度もあるので、また改めて村にはこういう奨学金の、借りる、借りないは別にして、こういう奨学金制度があります、こういう制度がありますというのを再度お知らせする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【平坂 聡君】 年明けになりますけれども、改めて制度等について周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書の9ページなのですが、健康福祉課長から社会福祉協議会の嘱託については、会計年度職員、村に準じた支払いを嘱託職員はしているという答弁がなされました。それで、一般会計の職員は、会計年度職員以外の職員、正職員も含めて108名。特別会計、国保特別会計、直診会計、介護保険、水道含めて総数は何名になっているわけですか。会計年度職員が一般会計は50、それ以外の方が58、特別会計の、私ゆうべ計算をしてみたのですが、その前に答弁をいただきたいと思います。一般会計、特別会計を含めて何名になっているか。内訳を含めてご答弁いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 職員数についてのご質問ですけれども、全部で今現在70名の職員となっております。内訳としましては、正職員が58名、任期付が11名、再任用が1名、計70名という職員数となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今の70名は、会計年度職員以外の職員ですね。会計年度職員は、一般会計、特別会計含めて何名でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時05分）

再開（午後 1時06分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 会計年度任用職員の職員数ですけれども、この給与費明細書に載せている会計年度任用職員の合計としましては59名になります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 実は一般質問から、私なりに考えて今回は外したのですが、私も専門書類を

毎月取っておりまして、会計年度職員について、正職員以外の要するに昔の臨時職員です。会計年度職員を、国は、総務省は、法律によって定めて、全国の地方自治体で名称を会計年度職員にしているわけですが、総務省の連絡はどうなっておりますか。何を聞きたいかといいますと、総務省からの連絡通知が、正職員と違う諸手当を支給すべきだとなっていると思うのですが、本村の場合はここの補正予算で計上されているとおり、時間外手当とか、通勤手当、期末手当が予算計上、当初予算でも補正予算でも計上になっております。前の議会、臨時議会で私は単独で勤勉手当を支給したらどうか、思い切った発言をした経緯があるのですが、私は総務省の指針に、村長、担当課含めて立ち返るべきだと思うのですが、総務省の指針には勤勉手当の支給については連絡がないわけですか。これは、総務課長がいいかな。私は、指定はできませんが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時08分）

再開（午後 1時09分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 会計年度職員の勤勉手当につきましては、以前の議会でも8番議員からご質問があったわけでございますが、まだ正式に国からそういった通知は来ておりませんが、ただこれは正式な情報ではございませんが、そういった協議といいますか、検討といいますか、そういったものをするやの情報は若干得ております。また、そのほかに、これも他の都道府県の議長会といいますか、そういったところから国に対して、衆議院議長以下、総務大臣までに意見書が提出されたというような情報は得てございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 最後の情報は、得ている、得ていない、どちらですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 これも正式に国とか県から来たものではございませんが、4年の3月である市議会のほうから国のほうにそういった意見書も出されているというふうな情報でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 分かりました。私が毎月取っている専門書、私なりのその専門書には、最近なのですけれども、会計年度任用職員制度を総務省が制度として全国の地方自治体に通知を出しているのは、私が持っている専門月刊誌では、2016年の12月27日、「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等に関する研究会報告」、これは総務省の責任で出しているわけなの

ですが、これには各市町村そのとおりになっておりまして、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当も、本村もそれを計上しているわけなのですが、これに加えて、さらに勤勉手当等の支給についても今後検討課題と明記されているようなのですが、把握しておりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時12分）

再開（午後 1時12分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 そういった情報といいますか、要はこちらのほうへ通知は来てございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法や地方自治法の改正を進めて、その支給のためには改正が必要ではないかというような意見書で、それで国のほうへは出されているようでございます。確かに議員おっしゃるとおり、総務省からの指導等はあるようでございますが、ほとんどの自治体では支給されていないというふうな状況のようでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 国会論議する場ではありませんので、これで最後にいたしますが、私は私なりに、それなりの議員団会議等で、県会議員などの交流もあり、ちゃんと資料を持っておりますので、必要であれば提供したいと思いますので、前議会では全県、全国に先駆けて独自の支給をすべきだと思って、ちょっと言い過ぎたかなという思いもあるのですが、すぐにやれとはもちろん言いませんが、ぜひ検討をしていただきたいということで終わりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットだと80ページになります。予算書の10ページです。2の総務費の2、文書広報費の委託料の戸別受信機設置業務委託料なのですが、以前受信機が変わって、日程を決めて、地区を決めて、ばあっと戸別の受信機を設置したわけなのですが、これは追加分とか、さらに新規が出たために、その方たちに設置する業務を委託したということでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 今回お願いしてございます戸別受信機の関係でございますが、新しい施設に替えまして、聞きづらいという地区が以前の議会でもご議論いただきましたが、そういう地区の解消のために、一部施設、アンテナとか、今設置してあるものではないものに替えるということで、その費用でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 こんなことを聞くのも変ですけども、そこを調整すれば、聞きづらかった地区もまずは聞こえるようになるというような見通しでいいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 課題のあった地区、数件でございますが、それについては解消する見込みでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。やっぱり聞こえづらいところは、何か緊急のことがあったときというので、解消されるのであれば、すごくいいことだと思います。

すみません、続けて、同じく2の総務費なのですが、6の企画費の工事請負費で、携帯電話用伝送路緊急復旧工事とか光ブロードバンドの工事があるのですが、これについてちょっともう少し詳しく説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、佐々木主幹。

○企画観光課主幹【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

まずは、携帯電話の鉄塔、村で整備した鉄塔までの伝送路としての光ファイバー、携帯電話用伝送路を、一般の皆さんが使うように整備した光ブロードバンド施設としての光回線と2種類の回線を持っております。今回補正をお願いしているものは、それらの回線の急に切れたりした場合の対応する経費、及び道路整備等で支障移転が必要になる場合の移転に要する工事費を追加でお願いするものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 予算書の8ページ、ここに不動産売払収入がのっているのですが、これに関連して伺いますが、今村でもそれぞれ当然のことながら、不動産、土地もあるわけですが、問題は、いわゆる村の住宅でない一般住宅があって、その周辺の道路が改良されて、その周辺が村有地で、元道路で、今は村有地になっているところです。ところが、利用もしたいので、村としても売却をしてもらえないやの声がありますが、私から見れば、当然今も使用していない、あるいは今後も使用しないという、こういった不動産については、希望があれば売却すべきだと思うし、そのことによって幾らかでも村の財政にもプラスになるし、売却後は固定資産税として収入にもなると思うのですが、基本的にそういう場合、どのような対応を。もちろん1軒だけぽつんとあるわけでない、隣の住民があるだろうし、そういう場合はどういようなものにするか、どっちもするのかどうか分からないけれども、直接私も最近ではないけれども、そういう要望をされたことがあるけれども、もちろん自分自身は答えられないわけですが、その場合どのように、基本的な考えとしてどうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時19分）

再開（午後 1時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 いろいろな村の土地あるかと思いますが、山から。特に最近いろいろな工事の後に目立つのが、道路の残地ですとか、そういったものがそのままになっているというのは実情でございます。それらに含めましても、今明確に村の中でこれだったらこう売ろうかとか、こういう方法でというのが正直ないところでございますので、今後財産の処分の在り方につきましては内部で検討させていただきまして、それでご希望のある場合は検討させていただくというふうな方向で進めさせていただけると思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 将来とも利用しない、現在は当然利用されていないところで、やっぱり希望があれば、それ相応の価格で売却して幾らかでも、村だから固定資産税がかからないわけけれども、やっぱりそういうものは、可能なものは、将来とも利用見込みのないものは売却すべきだと私自身そう思います。そのことは村民のための利用の便もよくなるだろうし、ぜひそういう売却の方向で検討してほしい。

○議長【鈴木隆昭君】 要望として受け止めたいと思います。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書の14ページなのですが、水産業振興費に70万円、サケ種卵確保対策補助金、これはサケが取れないための補助金というふうな感じはしているのですが、県全体では例年4億粒を維持して、ところが令和3年度はサケの不漁で、4億粒維持してきたのが、何と令和3年2月末は14%しか確保できなかったというふうに宮古市議会で質疑があったようなのです。この70万円のサケの種卵確保はどういう仕組みで補助金となされるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

今年度は、サケのほうも幾らか回復してきたということが新聞のほうで報道ありましたけれども、岩手県のほうではやはり卵の確保が難しいのが昨年に引き続いていうことで、今年度の放流目標を7万5,000尾と計画を立てまして、この尾数をつくるために卵の数が8,600万粒ほど必要だということで算定しております。この8,600万粒なのですが、岩手県の海産、卵だけではやはり足りずに、今年度も北海道、それから山形県の移入卵を買ってくるということになりました。この卵の代金なのですが、1粒1円ということで算定しているものですが、県のさけ・ます増殖協会、それから岩手県が3分の1、さけ・ます増殖協会が3分の1、残り3分の1は各ふ化場のほうで、漁協のほうで負担してほしいというようなことで、今年度このサケ放流事業について話し合っておりまして、この3分の1については、各漁協でということでのお話だっ

たではありますが、水揚げが大変厳しいということもあって、さけ・ます増殖協会と岩手県も含めなのですが、市町村のほうでよければ面倒を見ていただきたいというふうな発言もございまして、今回田野畑村では70万円ということで、卵の数にしますと220万粒、これに各ふ化場の案分係数というものがございまして、それを田野畑で2.9%という案分を掛けまして70万円だということで出されております。今回12月定例会で各市町村でもこのような予算を提示をされているという話も聞いております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そこまで議会で質疑すべきかという議論が起こると思うのですが、なかなか聞くところによれば、漁協経営も、田野畑のみならず、かなり苦しいようなのですが、把握していると思うのですが、田野畑漁協の負担は、把握していたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時28分）

再開（午後 1時28分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

見込みで出しておりますが、同額になりますので、10分の10の補助で村からお出ししたいと考えております。

○8番【中村勝明君】 漁協と村が同じ額。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 全額漁協の負担ですが、村から漁協に70万円を補助します。漁協は、その70万円を増協に支払うということで、10分の10の補助、100%補助を出すというものです。漁協の負担はございません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 漁協の関係が出たので、これに関連するのですが、いわゆる農林水産物安定生産支援補助金、これが3回ほど出ているわけですが、私は特にも農業の場合はこれであるいはいいのかなと。今漁業者に対する、これは資材を中心とした補助金だけれども、いわゆる聞き方、しゃべり方によってはあるいは失礼な部分にもなるかと思うのですが、私は極端に言って、やはり生活支援的な補助も必要、考えなければならない。必要ではないかなと、村としても考えるべき部分でないかなと思うのですが、それと、あるいは融資的な部分とか、村が融資するわけではなく、そういう2段階のいわゆる漁業者に対する全く漁がないような、全くと言ってもいいぐらいの漁がないのではないか、この場合はやっぱり生活支援的なものを検討して、検討だけではうまくない、支給の方向をすることで考えるべきだと思うのですが、その考えはないのですか。

あるいはその該当者に対しては失礼な言葉にもなるかもしれませんが、やはり幾らかでもここで安心して生活できることをまず第一に優先すべきだと思うし、またいつまでも不漁が続くわけでもないと思うし、あるいは漁があった場合はそれなりの収入になると思うのですが、その考えがあるかどうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政治的な判断だと思いますが、佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 今物価高騰、あと燃油等、生活が苦しいのは私も理解しているところがございます。水産業に限らず、やっぱり農林漁家、全て苦しいと思います。一般の生活している方々、特に年金生活者等も苦しいのだと思います。幅広い対象がございますので、水産業に特化した支援というものはちょっと慎重に考えたいと思います。来年4月からは、今度電気料金も一般家庭で3割値上げが申請されているようでございますので、それらも全部含めて慎重に検討して対応してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットだと78ページで、予算書だと8ページになります。15の県支出金の2の民生費県補助金、3の児童福祉費補助金というのがありまして、ひとり親家庭医療費助成事業補助金という制度があるのですけれども、こういうふうに村でひとり親というのに特化して何か補助するとか事業とかがありましたら、お願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時33分）

再開（午後 1時33分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 お答えいたします。

ひとり親に対する制度ですが、今予算書に上げたもの以外は把握してございません。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 実は、コロナ禍になって、いろいろ世の中が騒々しくなって、ひとり親、特に母子家庭の皆さんが非常に生活に困窮しているのではないかとということで、NPOが物を配ったりとか食品を配ったり、子ども食堂も本来であれば実施したいところが、コロナ禍でということで、お弁当に替えたりというのがありまして、そういうふうなところがあるので、どうなのかなということだったのですけれども、前にやはりひとり親、母子家庭だけではないのですけれども、ひとり親というふうなことを考えた場合に、村の状況はどうなのかなというふうな感じになったら、案外ご近所の助け合いがあって、物をもらったりとか、それこそ大根持ってけ、ニンジン持ってけみたいな感じになって、そうそう都会で言われるような困窮はないのかなということ

があったのですけれども、今々手を差し伸べなければ本当に生活も困窮していて大変だというよう
うなひとり親世帯はまずないなというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 そのような個別の相談等は受けておりませんので、今のところはな
いのかなというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 教育委員会に確認の意味でお答えをいただきたいわけですが、予算書の19ペ
ージ、体育施設費の需用費、修繕費123万8,000円、この修繕内容を説明していただきたいと思
います。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【平坂 聡君】 お答えいたします。

体育施設の修繕費ですけれども、村営野球場のSBOからBSOへの表示板の修繕となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これは、修繕費として計上になっているわけですが、12月議会で補正が今議
決になって、3月末までには完成というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【平坂 聡君】 そのように対応してまいりたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 定例会でありますから、初日の一般質問、上山議員が取り上げました地方再
犯防止推進計画、これに対する小さな問題で私はある村民から聞いてほしいと言われまして、質
問するわけですが、三鉄の島越駅から、具体的にお話をしたほうが分かりやすいと思いますので、
言いますが、三鉄島越駅から松前沢の災害公営住宅まで、今は日が短くなって、お年を召した方
が、女性の方が歩くと、暗くて困るという率直な意見をいただきました。いつか中村議員も歩い
てみてほしいと言われまして、まだ実は歩いてはいないのですが、かなり暗くて、おっかないと
いう意見です。防犯灯、これは自治会で要望すべき課題だとは思いますが、本当に泣きたいぐら
い暗くて困っているという連絡をいただきましたので取り上げるのですが、そこばかりでなく、
あると思うのですが、特に駅から松前沢の災害公営住宅まで、民間住宅も同じことが言える
と思うのですが、防犯灯が少ないというふうなことが担当課に連絡はあるでしょうか、ないでし
ょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまご質問の路線につきましては、現在のところそういった情報な
り、ご連絡はいただいていないところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8 番、中村勝明君。

○8 番【中村勝明君】 正直そうだと思うのですが、本当は直接村の担当課にお話しすべきだと正直やり取りの中で言ったのですが、ぜひ取り上げてほしいということでしたので、よかったら検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 4 0 分）

再開（午後 1 時 4 1 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 防犯灯、街灯につきましては、従前これまでも自治会のほうの要望を受けて毎年度東北電力等から寄附いただいたもの、それからそれで間に合わないものについては予算を頂戴して設置してきているところでございます。ですので、基本的にはやはり地域のことでございますので、自治会でも情報を共有した上で、村のほうへ要望を上げていただきますと、手続的にも、他の地区との均衡も取れるのかなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 タブレットの77ページで、予算書だと7ページになります。14の国庫支出金の1の総務費国庫補助金なのですが、1の総務費国庫補助金で、ここにある社会保障と税番号制度システム整備費というのは、最終的にはマイナンバーも関係してくるようなシステムなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 お答えいたします。

ただいまの社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、議員ご指摘のとおり、マイナンバーに関わるものでございます。それで、今回歳出のほうに戸籍情報システムの改修委託料というものを468万4,000円計上させていただいておりますけれども、このシステム改修の中身がマイナンバーとの連携を図るというような中身になっていまして、これに対して10分の10国から補助が入るというような内容になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 今マイナンバー担当の職員ができて、村の広報等、無線でもいついつやっていますとか、休みだけでも窓口をしていますとか、こういうふうにやりますとチラシ等々回ってくるのですが、マイナンバーの申込み状況はいかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 お答えいたします。

今年の11月30日末日時点の数字になりますけれども、申請をした方の申請率が50.6%となっております。それから、昨日も休日開庁ということで役場の窓口のほうで受付を行いました、申請が51件ございました。なので、まだ数字のほうは伸びていくと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 トイレが大分話題になりましたので、小さな質問で恐縮ですが、田野畑駅のトイレ、ウォシュレットが、お尻を洗う器具のようなのですが、ここが故障しているようなのですが、当局にそういう声が届いておりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、大澤主任主査。

○企画観光課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

声は届いております、10月の段階で修繕するということで発注済みになっていました。ただし、物がなかなか入ってこないということで、今のところまだ完了しておりません。

○8番【中村勝明君】 発注済み。

○企画観光課主任主査【大澤 健君】 発注済みです。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 農業振興費の関係に関わる問題なのですが、いわゆる今人口は、本村にかかわらずそうなのですが、人口はどんどん減っていくし、増えるのは、いわゆるいろんな野生動物、その中でイノシシ、鹿等々、熊もそうだけれども、熊は冬は冬眠するわけですが、鹿についての関係に関わるのですが、本村では猟期に入れば、有害駆除のいわゆる1頭当たりの補助は出していない、出していないということに聞くのですが、お隣の岩泉町では何か1万5,000円、1頭当たり出しているようですが、やはり本村でもできる限り出して、可能な限り捕獲して処理しなければならない。いわゆる今のままだと、ハンターなり、わなだけで捕獲しても、その処理について勝手に処理しなさいというような村の対応なようですが、やっぱりそうでなく、岩泉町は一時保管所を設けて、そこに保管をして、その後にある指定された業者が宮古の処理場まで運んでいくと、こういうシステムなようで、当然金もかかると思うのですが、結局それはなぜ、捕獲しても自分で処理するならそれなりの重機なり運搬できる状態の車がなければできないというのが当然な話です。やっぱりそういうものを岩泉でやっているからまねしろという意味ではないが、本村でもそういうように積極的にそういう有害駆除、野生動物は処理すべきだと。そのほかに、田野畑だけでなく、よく車にもぶつかるという、これは少なければその比率も少なくなるだろうと思うのですが、そういう声がハンターの関係、猟友関係の方がよく声を高く言うのですが、対応すべきだと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 以前猟友会の方々と意見交換した機会がございました。その時点では、確かに処理するのに、運び出さないで、その場で埋設しているような話もございました。これにつ

きましては、農作物等被害もありますし、議員ご指摘のとおり車で、突然飛び出してきて車が壊れたとかということもございます。猟友会と相談しながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 すみません、関連になります。今9番議員の言ったのは、岩泉町の例が出ましたが、松橋の今は旧道になっていますか、松橋集落に予冷库を岩泉町では作っているのです。ですから、捕獲すれば、そこに持って行って保管するというふうな感じでやっていました。各地区で、岩泉の場合は予冷库を希望する地区があるみたいですが、ただ岩泉の場合は、あれは捕獲事業の名称が違うのですか。確かに金額も違いますし、捕獲頭数が全然違うのです。去年の場合は600万円か何かの当初予算を秋には岩泉では償還終わって、補正までして対応している。田野畑の場合は、今やっと100万円前後までいくかいかないかでして、正直言いまして、今の猟友会メンバーは、私をはじめ、高齢者です。でき得れば、もうちょっと銃資格者といいたほうが、その辺のPRをしていただいて、実は基本的に我々よりも上の年代が8割以上占めているのですが、その狩猟者のメンバーという方は全く趣味といいますか、狩猟が趣味的な部分の狩猟者なのです。ですから、有害という意識が基本的には持っていないのです。冬期間の狩猟期間中の2か月、3か月間の娯楽的な狩猟という感じ。1年中いつ出勤があるか分からないような有害対応というのは、やはり仕事の関係でできない状況にあるのです。ですから、スタートから有害という意識を持った狩猟者をできれば増やしていただきたいと思いますし、今だったらまだ狩猟の危険性あるいは楽しみ、あといろんなポイントといいたほうが、要領を教えられる狩猟者が存在しているのです。ちょうど今過渡期といいたほうが、次の引継ぎ、育成の大事な時期だと思います。それでもって、どんどん、どんどん捕獲率を高めていって、また次の施設整備なりなんなりにステップアップするまでがやはり少なくとも3年から5年は時間が必要と思うのです。取りあえずメンバーを増やしていただきたいのと、村民意識を高めていただくように行政へ対応をお願いしたいと思います。これは要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第6号 令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐに休憩いたします。

休憩（午後 1時53分）

再開（午後 2時20分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第7号 令和4年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット100ページを御覧ください。議案第7号 令和4年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,530万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,772万円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,951万7,000円とするものでございます。

タブレット110ページ、予算書の5ページを御覧ください。事業勘定の補正予算のうち主なものについてご説明いたします。

まず歳入でございますが、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金でございますが、一般被保険者分として1,889万9,000円追加計上しております。

8款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、1節療養給付費交付金繰越金でございますが、541万4,000円追加計上しております。

タブレット111ページ、予算書6ページを御覧ください。歳出でございますが、主なものについてご説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、一般被保険者療養給付費として1,157万4,000円追加計上しております。

次の7ページを御覧ください。同じく2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、一般被保険者高額療養費として732万5,000円追加計上し

ております。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、22 節償還金、利子及び割引料でございますが、特定健康診査等国県負担金償還金ほか 2 償還金、合わせて 508 万 4,000 円追加計上しております。

タブレット 130 ページ、予算書 18 ページを御覧ください。次に、直営診療施設勘定についてご説明いたします。

歳入でございますが、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金でございますが、医科の前年度繰越金として 448 万 1,000 円追加計上しております。

次の 19 ページを御覧ください。歳出でございますが、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、10 節需用費でございますが、価格高騰に伴います燃料費、光熱水費等として 310 万円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 タブレットだと 110 ページになります。予算書だと 5 ページになります。7 の繰入金のことなのですけれども、5 のその他一般会計繰入金で、本年度の議会で度々医科に入る、診療所に入る村からの繰入金が少ないというか、それはいいことだと思うのですけれども、それについてコロナの事業等々が入ったというようなことがあるのかなというふうな答弁をもらってまして、去年このところが、150 万 2,000 円のところが 97 万 9,000 円減になっているのですけれども、この繰入金が減になっているというのはコロナの関係の事業がたくさん入ってきたからなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 26 分）

再開（午後 2 時 27 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 その他の一般会計繰入金でございますが、主な内容といたしましては、国保総合保健施設、現在保健センターが入っている施設でございますが、その運営費に充てられるものが主になっておりまして、前年に比べて少ないというようなご指摘がありましたけれども、修繕等々が多少少なくなっているのだらうなというふうには予測しております。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 すみません、ちょっと勘違いした部分がありました。ありがとうございます。

あと、診療所のほうの関係で、今インフルエンザのワクチンとコロナの5回目が順次始まっているのですが、今回は医療機関とか介護施設に入所している方、施設の方ということで進んでいるのですが、接種の状況は順調でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 オミクロン対応のワクチンに関わって、12月に入りましてから、医療従事者ですとか施設の入所者、それから施設の職員に順次対応しておりまして、予定どおり進んでおりました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 コロナの今関連してあれですが、接種のあれが他の市町村と比べてかなり遅れているやに感じるのですが、何か要因的なものはそれなりにあると思うのですが、決して逆に遅れていないというような、村民からいけば遅れているという声が結構あります。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 10月からインフルエンザのワクチンも始まっておりまして、村には医療機関1つしかございませんので、コロナのワクチンもさらに入れてしまうと、ちょっと休診の日が増えてしまうということもまずありました。それから、最後、4回目の接種をしたまま9月になりまして、接種期間が今は3か月なのですが、その時点では5か月というふうになっておりました。10月の末になってから3か月に短縮するということが決まりました。最初の予定では、5か月の間を取って2月から始める予定だったのですが、そこを精いっぱい早めて1月からということにしておりましたので、ご理解願いたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第7号 令和4年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第8号 令和4年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット140ページを御覧ください。議案第8号 令和4年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,108万4,000円とするものでございます。

タブレット148ページ、予算書の5ページを御覧ください。歳入でございますが、1款事業収入、1項事業収入、1目営業収入、1節水道使用料現年度分でございますが、530万4,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。歳出でございますが、主なものについてご説明いたします。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、10節需用費でございますが、光熱水費、特に電気料の高騰に伴う費用として160万円、施設の老朽化等に伴う修繕費として300万円、合わせて460万円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 水道料の徴収の関係は順調に進んでいるようですが、どういう状況だか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 水道料の徴収についてですけれども、これまでどおり督促状を出したりして徴収、支払ってもらうように努めているところです。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 確かな話かどうか、仄聞するところによれば、事業所の関係でかなり滞納しているのではないかの話が聞こえてきまして、そういうところはないのですか。大分長期にわたって、金額は分かりませんが、という話が、それはそういうことは特にないのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 支払っていない場所というところですが、長期にわたっているとところもやっぱりあります。なので、そういったところにはちょっと毎月、毎月のものとは違う方法で督促をしたり、あとはちょっと訪問したりということをしなればいけないなということで今ちょっと作戦を練っているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 実質事業をやっているのかやっていないのかよく分かりませんが、かなり徴収するのに苦労するのではないかなと思いますが、何とかかなりそうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 あまり特定にならないように答弁いただきます。

地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 努力してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットだと149ページで、予算書だと6です。一般管理費の原材料費の原材料費60万円、これの内容の説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

これは、需用費の修繕とリンクするようなものでして、これを修繕するために、例えばですけども、前処理ろ過装置というところのろ材だったりとか、あとは残留塩素の修繕に必要な部品であったりとかというものが関連してやるようになります。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第8号 令和4年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第9号 令和4年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット157ページを御覧ください。議案第9号 令和4年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第3号)をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,381万9,000円とするものでございます。

タブレット168ページ、予算書6ページを御覧ください。歳入のうち主なものについてご説明いたします。8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、6節その他一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金を173万8,000円減額計上しております。

次の7ページを御覧ください。歳出の主なものについてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、12節委託料でございますが、3年ごとに策定いたします介護保険事業計画ニーズ調査委託料でございますが、策定業務に係る入札の結果、残金が生じたことから、173万8,000円減額計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、地域密着型介護サービス給付金給付費200万円減額計上しております。同じく5目施設介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、施設介護サービス給付費630万円追加計上しております。

次の8ページを御覧ください。同じく2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、特定入所者介護サービス費350万円減額計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第9号 令和4年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時39分）

再開（午後 2時42分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

議員派遣についてを日程に追加し、議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

議員派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員派遣についてはそのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和4年第7回田野畑村議会定例会を閉会といたします。

(午後 2時44分)